主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大塚春富の上告趣意(後記)は、結局量刑不当の主張に帰し刑訴応急措置 法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 松本武裕関与

昭和二六年五月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	_
裁判官	栗	山		茂
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎

裁判官小谷勝重は出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 霜 山 精 -